

総 総 第 274-3 号  
令 和 8 年 5 月 7 日

各都道府県  
私立高等学校等設置者 殿

沖縄県総務部総務私学課長  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金（新入生に  
対する一部早期給付）（専攻科分除く）に関する周知について  
（依頼）

平素より、本県の私学振興について格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学のための給付金につきましては、令和 8 年度より「いわゆる高校無償化」の実現に向けた制度改正が行われ、対象世帯の大幅な拡充や受給資格要件の見直しが実施されます。

また、沖縄県外の私立高校等に在学する生徒の保護者等が沖縄県内に在住する場合に対象となるもので、当該保護者等は沖縄県に申請することとなっております。

つきましては、別添資料をご活用の上、貴法人が設置する学校の生徒の保護者等に対し、ご周知いただくようお願い申し上げます。

記

## 1 令和 8 年度からの主な制度変更点

令和 8 年度より、以下のとおり拡充・変更されます。

### ① 対象世帯の拡充

これまでの「生活保護受給世帯」および「住民税非課税世帯」に加え、新たに「中所得世帯（年収目安 490 万円未満まで）」が給付の対象となります。

※給付額については、別紙参照ください。

### ② 受給資格（国籍・在留資格）の見直し

受給資格が見直され、日本国籍を有する者のほか、特別永住者、永住者、日本

人の配偶者等、定住者（将来永住の意志がある者等）、家族滞在（一定の要件を満たす者）などが対象となります。

日本国籍を有しない方（特別永住者等を除く）や、外国人学校に在籍する生徒については、旧制度の要件が適用される場合があります。

## 2 前倒し給付（早期給付）の実施について

入学時の経済的負担を軽減するため、年額の4分の1相当額を早期に支給するものとして、新入生を対象とした前倒し給付を行います。

### 【学校での留意事項】

- ・ **2段階申請**：前倒し給付を受けた場合でも、7月以降の残額受給のために「通常申請」が別途必要となります。
- ・ **プライバシー保護の徹底**：国籍確認等の事務において、他の生徒の目に触れないよう事務室での受付や封筒の活用など、適切な措置を講じてください。

## 3 学校における今後の対応（依頼）

### 申請手続きと提出期限について

令和8年度の奨学のための給付金申請は、原則として電子申請となります。ただし、所得確認のため個人番号カード（マイナンバーカード）の写しを提出される場合は、紙申請となります。

## 4 送付資料

沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）  
リーフレットおよびフローチャート

## 5 申請方法及び受付期間



< 奨学のための給付金電子申請はこちら >

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=6813](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6813)

< 沖縄県ホームページはこちら >

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/gakko/1023180/1018620/1039699.html>

受付期間：

【新入生に対する一部早期給付】

令和8年5月11日（月）～6月19日（金）

## 6 その他

専攻科分については、改めてご連絡いたします。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県総務部 総務私学課

私学法人班 上原

TEL：098-866-2074 FAX：098-866-2079

Email:uehahats@pref.okinawa.lg.jp